⑶　口述試験

面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な意欲、常識、態度及び意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

2　受験資格

試験を受けることができる者は、施行規則第４条第１項各号のいずれかに該当する者（同条第２項の規定の適用を受ける者を含む。）である。

3　外国における教育機関の卒業若しくは修了又は行政機関等の在職期間に関する認定申請書の提出期限

施行規則第５条第３項に規定する認定申請書の受付期間は、平成24年５月25日（金）までとし、受付期間を過ぎて提出された認定申請書は受け付けない。郵送により提出された認定申請書は、平成24年５月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4　試験の実施期日及び場所

⑴　筆記試験

ア　実施期日　下表のとおり

試験の実施期日	試験の実施時刻	審査課題
平成24年８月21日（火）	10：00～12：00 13：30～15：30	審査課題ア 審査課題イ
平成24年８月22日（水）	10：00～12：30	審査課題ウ

イ　場　　所　下表のとおり

試験地	試　験　会　場	所　在　地
札幌市	北海道庁赤れんが庁舎	北海道札幌市中央区北三条西６丁目
仙台市	ハーネル仙台	宮城県仙台市青葉区本町二丁目12番７号
さいたま市	さいたま新都心合同庁舎２号館	埼玉県さいたま市中央区新都心二丁目１番
金沢市	金沢広坂合同庁舎	石川県金沢市広坂二丁目２番60号
名古屋市	桜華会館	愛知県名古屋市中区三の丸一丁目７番２号
京都市	京都農林水産総合庁舎	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
岡山市	岡山第２合同庁舎	岡山県岡山市北区下石井一丁目４番１号
熊本市	熊本地方合同庁舎	熊本県熊本市西区春日二丁目10番１号
那覇市	那覇第２地方合同庁舎２号館	沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号

注：場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

⑵　口述試験

ア　実施期日　平成24年11月27日（火）から11月29日（木）までの間において別途受験者に対して通知する日

イ　場　　所　試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市のうちで別途受験者に対して通知する場所

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

5　受験手続

⑴　受験願書の受付期間

受験願書の受付期間は平成24年５月７日（月）から６月８日（金）までとし、受付期間を過ぎて提出された受験願書は受け付けない。郵送により提出された受験願書は、平成24年６月８日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書の添付書類

受験願書（１部）の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア　施行規則第７条第１項各号に掲げる書類（１部）

イ　審査課題イを受験する者にあっては、選択項目名を記載した書類（１部）

ウ　表面に出願者の住所及び氏名を記載の上、90円切手を貼付した返信用封筒（２通）

エ　改良普及員資格試験合格者等にあっては、改良普及員資格試験又は蚕業改良指導員の任用に関する資格試験の合格証書の写し又は合格証明書（１部）

オ　１⑵注書きの審査課題ア及びイに係る筆記試験の免除を申請する者にあっては、平成23年４月から同年８月までの間に、継続的に特定区域内に居住し、又は在勤していたことを証明する書類（１部）

カ　ア、エ及びオの書類の証明事項として出願者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓又は改名があったことを証明する書類（１部）

キ　受験願書に貼付したものと同じ写真（１枚）

⑶　受験願書等の提出方法

受験願書及びその添付書類は、次に掲げる方法により提出する。

ア　郵送する場合

封筒の表面に「普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、農林水産省生産局農産部技術普及課（東京都千代田区霞が関一丁目２番１号）あてに簡易書留扱いにして郵送する。

イ　持参する場合

農林水産省生産局農産部技術普及課まで持参する。

⑷　受験願書等の追完

受験願書及びその添付書類に不備があるときは、その追完を求める。この場合において、求めに応じて追完が行われないときは、受験願書を受理しない。

⑸　受験手数料

受験手数料は、徴収しない。

6　受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。

7　書類審査及び筆記試験の合否通知

書類審査及び筆記試験の合否は、平成24年11月上旬に通知する。その際、合格者に対しては、口述試験の実施期日及び場所を通知する。

8　合格者の発表等

口述試験の実施後一月以内に、合格者の受験番号及び氏名を官報に公告するとともに、合格者の受験番号を農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/）にて公表する。

また、合格者には、合格証書を交付する。

9　個人情報の取扱い

受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

10　その他

⑴　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。

⑵　受験資格、受験手続等の詳細については、農林水産省ホームページに掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、農林水産省生産局農産部技術普及課（03―3502―6460）に問い合わせるものとする。

なお、受験案内の郵送を希望する者は、封筒の表面に「普及指導員資格試験受験案内請求」と朱書し、その送付先を記載の上、140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号240㎜×332㎜）を同封して申し出ること。